

令和7年10月10日付け一般競争入札公示第101号分

入 札 説 明 書

入札事項名

- ・ フェリー太陽Ⅱ代理店業務（宮之浦港）
- ・ フェリー太陽Ⅱ代理店業務（口永良部港）
- ・ フェリー太陽Ⅱ代理店業務（島間港）

〒891-4292

屋久島町小瀬田 849 番地 20

屋久島町政策推進課企画調整係

電話 0997-43-5900（内線 221）

入 札 説 明 書

フェリー太陽Ⅱ代理店業務（宮之浦港・口永良部港・島間港）に係る一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札公示日 令和 7 年 10 月 10 日

2 入札執行者 屋久島町長 荒木 耕治

3 契約担当課 〒891-4292
屋久島町小瀬田 849 番地 20
屋久島町政策推進課企画調整係
電 話 0997-43-5900（内線 221）
F A X 0997-43-5905
メー ル senpaku@town.yakushima.kagoshima.jp

4 入札に付する事項

(1) 名称

フェリー太陽Ⅱ代理店（宮之浦港）業務委託
フェリー太陽Ⅱ代理店（口永良部港）業務委託
フェリー太陽Ⅱ代理店（島間港）業務委託

(2) 業務の内容

- ① 出航 1 時間前に代理店受付所を開設
- ② 旅客、貨物、手荷物、小荷物、自動車航送の受付業務
- ③ ②の証拠簿冊等作成及び指定の様式による報告
- ④ 乗船前、降船後の陸上における乗客の安全確保及び航送車両の整理誘導
- ⑤ 入港時の綱取り・タラップ取付け、出港時の綱はずし・タラップ取り外し作業（運航計画変更等による通常時間外の出港・入港時も含む）。
- ⑥ 無人車両の積込・積降
- ⑦ 車両の予約受付・問い合わせ対応
- ⑧ 旅客、貨物、手小荷物、自動車航送の運賃の送金業務
- ⑨ 他港との連絡調整
- ⑩ 郵便物を上屋久郵便局までの輸送（宮之浦港のみ）

5 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該

当しない者であること。

- (2) 屋久島町から事業等に関し入札参加停止措置を受けている期間中でないこと。
- (3) 国税及び地方税を滞納していない者
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生計画又は再生計画が認可されている者を除く。）でないこと。
- (5) 主たる事業所が鹿児島県熊毛郡内に所在する者
- (6) 荷役作業が可能な者

6 入札参加希望の申請方法等

(1) 申請の方法

所定の入札参加申請書に、次に掲げる書類（ア、イ及びウについては告示日から起算し、3 か月以内に発行されたもの）を添付して、直接又は郵送により提出すること。

ア 商業登記簿謄本（法人の場合に限る。）

イ 納税証明書

① 消費税及び地方消費税について未納の税額がないことの証明書

② 屋久島町の町税（屋久島町外に主たる営業所を有する者にあっては、主たる営業所の所在地の市町税）について未納の税額がないことの証明書

ウ 印鑑証明書

(2) 受付期間

令和 7 年 10 月 14 日（火）から令和 7 年 11 月 7 日（金）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）とし、受付時間はそれぞれの日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（正午から午後 1 時までの時間を除く。）とする。

なお、郵送の場合は、令和 7 年 11 月 7 日（金）午後 5 時必着のものまで有効とする。

(3) 入札参加申請受付場所

前記 3 に同じ

7 入札説明書等に対する質疑応答

入札説明書等に対する質問は、電子メールで送付すること。なお、電子メールの着信確認は、送信者の責任において行うこと。

(1) 質疑期間

資格申請書類等に関することは、本公告の日から令和 7 年 10 月 31 日（金）午後 5 時までとする。

(2) 受付電子メールアドレス

senpaku@town.yakushima.kagoshima.jp

(3) 質問の様式

様式を定めないが「フェリー太陽Ⅱ代理店業務契約の件」と件名を明記すること。

8 入札の締め切り

(1) 日時 令和7年11月7日（金）午後5時

(2) 提出方法 屋久島町政策推進課あてに郵送また持参

※入札参加希望申請とは封筒を分けること。

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金は、入札に記載予定の金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額の100分の5以上の金額を入札参加申請期限の前日までに納付すること。

(2) 契約保証金は、免除とする。

10 最低制限価格

設定する。

11 入札方法

(1) 郵送または持参とする。

(2) 入札に参加する者は、代理人をして入札させるときは、委任状を提出しなければならない。

(3) 入札に参加する者又はその代理人（以下「入札者」という。）は、入札書に必要な事項を記載し、記名押印のうえ、氏名（法人の場合はその名称または商号）及び入札件名（フェリー太陽Ⅱ代理店 港名）を記載した封筒に入れ、入札執行者に提出しなければならない。

(4) 入札者は、提出した入札書の書換え、引替え又は撤回をすることができない。

(5) 入札履行者が、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。

(6) 入札執行回数は、港毎それぞれ3回までとする。

12 入札書の記載方法等

(1) 入札金額は、1年間あたりの金額を記載すること。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札に

参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

13 入札の無効等

次の号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者の入札
- (2) 2 以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札金額以外の記載事項が押印を付さず加除訂正されている入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記入した入札書による入札
- (6) その他入札条件に違反したと認められる者の入札

14 落札者の決定方法

- (1) 最低制限価格以上で、かつ、予定価格に達さない者の中で最小の価格で申し込みをした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

15 契約書の提出

落札者は、落札の通知を受けた日から 5 日以内に契約書（案）を提出しなければならない。

ただし、町長がやむを得ない理由があると認めるときは、期日を延長することができる。

16 その他

入札参加者は、入札説明書、仕様書等を熟読のうえ、入札しなければならない。